

平成25年度 第1回 山梨県森林環境保全基金運営委員会 会議録

1 日時：平成25年7月24日（水） 午後1時30分～

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）木下 眞邦、木平 勇吉、齊藤 文明、田中 美津江、仲澤 早苗、宮澤 由佳、依田忠
（事務局）守屋森林環境部長、芹沢森林環境総務課長、山田森林整備課課長補佐、上島みどり自然課長、
田邊林業振興課長、島田県有林課長、税務課課税担当、森林環境総務課企画担当（3名）

4 傍聴者等の数 5人

5 会議次第

（1）開 会

（2）あ い さ つ

（3）議 事

①平成24年度の事業の実績について

②平成25年度事業について

③基金の管理状況について

④事業効果の検証について

⑤その他

（4）閉 会

6 議事の概要

（1）平成24年度の事業の実績について

司会：

これより次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：

では、資料に従いまして、議題に入ります。「平成24年度の事業の実績」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料1により、平成24年度事業の実績について説明）

（森林整備課課長補佐、林業振興課長、みどり自然課長から資料2により、箇所ごとの実施状況について説明）

委員長：

どうもありがとうございました。昨年の成果について全体的な数量や金額、及びその中から抽出された現場の写真を見せていただきました。大変分かりやすく、詳細な説明でした。

これについて、委員の方から質問あるいは意見をどうぞお願いします。

委員：

今説明を聞きまして、間伐などの森林整備の実施状況は半分以下の完了という状況でございますが、2回目の委員会で質問をさせていただいた時に、25年度中に仕上がるというお話でしたが、現在までにどれぐらい実施できているのかということが一つ。

もう一つは、この事業は国の補助金を使った普通の整備作業のようになっておりますが、私どもも今、いろんな箇所ですべてをしながら経営計画の準備を進めているところでありますが、経営計画の対象区域にこの事業で実施した箇所が入らないというお話を伺っていますが、どうなのでしょう。

このことで危惧されることは、虫喰い状態で事業が実施される時に、100ヘクタールを団地化して、これから経営計画を立てるといふ時に非常にネックになるのではないかと懸念されることです。こういうことに対してどのような対応が考えられるのでしょうか。以上、二つの質問です。

委員長：

では県側から回答をお願いします。

森林整備課課長補佐：

最初の質問の進捗状況ですが、今現在で、全体の約7割ぐらいが完了しています。

委員：

全体の7割ということは、あと3割残っているのか。

森林整備課課長補佐：

そういう状況です。どうしても作業の時期というのがあり、ご存じだと思いますが、木が水を吸い上げている時期は一般的には間伐はしません。と言いますのは、どうしても間伐をした木が残存木に当たってしまい、その時に皮が剥けてしまうからです。先ほどの写真にもありましたように、木の皮は水を吸い上げている時には簡単に剥けてしまうので、残した木がかえって傷んでしまうような状況になってしまいます。一部、収穫間伐をしている箇所がありますので、その箇所については時期的に少し控えているような状況です。そのような事情で、実際に7割ぐらいというような状況になっています。

2つ目の質問ですが、この事業を行うにあたっては、経営計画を立てないとできないとか、そういうことは一切ありません。基本的には間伐をする箇所であれば経営計画が無くても作業はできることとなります。ただ、経営計画がない場所では、市町村森林整備計画の中で「経済林として整備していかない」、「公益林として整備していきます」という所が対象になります。もしくは保安林が対象になるというような縛りは掛かってきます。経営計画の対象にならないというのはちょっと違う考えになりますので、誤解があるのではと思います。

委員：

この場合、今回この事業で整備をしていただいた部分も経営計画の対象面積の中に入れられるのか？

森林整備課課長補佐：

対象にはなりません。今般、経営計画が非常に厳しくなっており、一つの林班の半分以上の面積を対象に樹立することとなっております。そういう中で、中々厳しいというお話は聞いていますが、税事業を行った箇所が対象にならないということではありませんので、そこは勘違いされているのかなと思います。ただ、既に間伐を行っているので、今後間伐する箇所には入らないということにはなりますが、経営計画のエリアとして含めることには問題はありません。以上です。

委員長：

今の質問に対してはよろしいですね。続きまして、どうぞ。

委員：

間伐については今の説明でよく分かりましたけれども、そうしますと事業時期が限られてくる中で、今年度は昨年度以上に多くの予算を計上しています。これも前に質問したことなのですが、そうすると、事業実施に向けて事業体が増えているのですか。

森林整備課課長補佐：

昨年度は森林組合が主体に実施していましたが、森林組合以外に山梨県の場合は県有林の整備を主に請け負う事業体があり、そういう事業体の参入を今、促しているというような状況です。この事業自体が森林組合に限定された事業ではありませんので、参入していただくよう、事業体に話をしているところです。

委員：

そうすると、本年度中に前年度分も今年度分とあわせて仕上がるという計画で、その見込みがあるということですね。分かりました。

委員長：

今のご質問とお答えの趣旨よく分かりましたか。

実行率は低いけれども、今年度中にそれは十分取り返せる可能性があるという点ですね。そのために事業体の新規参入を確立していくということ。経営計画の団地化を実施する場合に、この事業で実施した間伐箇所は対象にならないのではないかとのご指摘なんですけれども、そういうことはないということでしょうか。

では、どうぞ。

委員：

仮に、間伐はすべて実施したことを前提としての質問なんですけれども、資料1で抽出箇所を見ていくと、ほとんどの箇所に数年後には再度の間伐の実施が必要というふうになっていますが、今回の間伐で終わることも考えられるのですか。あるいは数年後に二度目が行われ、さらに中期的、長期的というようなビジョン、というようなものは持たれていますか。

森林整備課課長補佐：

間伐の対象となっている荒廃林は、非常に込み合った状態の森林、極端に言いますと一般的に3千本/haを植えて、三千本はそのまま育ってはいないのですが、かなりの本数が育っているような状態の森林が基本的には対象になっています。そのような森林を極端に伐ってしまうと風で倒れるなど、非常に危険を伴いますので、その辺を加味した中で伐採をしている状況です。そのため、一度間伐すれば、その後間伐しなくて良いかと言いますと、ケースバイケースになりますが、中には今後二度、三度間伐が必要になってくるような森林も出てくるとは思います。

委員：

ということは、必要があれば再度の間伐は行われるということですね。

森林整備課課長補佐：

必要であればやることにはなると思います。

委員：

今ここに抽出箇所が出ていますけれども、これらは今後必要がないのでしょうか、それとも必要があるのでしょうか。

森林整備課課長補佐：

この事業を立ち上げた時に、20年間のうちに荒廃森林の19,000ヘクタールを整備していこうということで事業に取り組んでおり、普通の間伐より多めに伐採しています。20年間は間伐をしなくてもいいように、強度の間伐をすることによってなるべく一回で済ませていきたいとの考えからです。

ただ、どうしても林によってはもう一度間伐が必要となる可能性はあると思っています。

委員長：

よろしいでしょうか。今後の間伐の予定ということで、今回は非常に過密な林分をまず間伐することなので、通常の間伐率より高く行っていると。将来20年間はこれ位でやれるかもしれないけれど、状況に応じてまた次の間伐は実行するということですね。

委員：

2点ほど質問をしたいと思います。広葉樹の植栽を行っていますけども、その中で獣害防除を行っていますが、防除はどのぐらいの効果があるのでしょうか。植えた木が生育するまでであるのか、それとも3年でその防除効果が終わり、そのあとは自分の力で育つかないのか。あと、植栽箇所は深い山の中なので、獣害がある場合の対策等はどのようにするお考えでしょうか。

森林整備課課長補佐：

広葉樹植栽箇所の獣害防除の件ですが、植栽木にネットを被せる方法で基本的には実施しています。ネットは生分解性のものを使用していますので、最終的には分解していくことになろうかと思っています。簡単には分解しないということなので、植えた広葉樹が成長し、鹿が芽を食べられなくなるような状態までいけば、基本的にはそれ程被害が出てこなくなると考えています。

植栽後の下刈りは、大体5年から10年弱ぐらい行いますが、ネットが残っている間くらいはどうしても下刈が必要かと思っています。そのくらい経てば、木は大きくなってきますので、それ程被害は出てこないのではないかと思います。それでも被害が出るようであれば他の方法を考えざるを得ないと思っています。

完全に抑えるのであれば柵で囲む方法もありますが、本当に必要な所は柵を設置していますが、全箇所に柵を設置することもできないので、なるべく単木処理という方法で今は実施をしている状況です。

委員：

点検の方法としては、植栽箇所も複数あると思うので、数年間の下刈作業時に樹木の成長と被害の状況を確認するというのでしょうか。

森林整備課課長補佐：

毎年下刈は実施していくので、下刈時には、当然その状況は見ていくことになります。植栽木がある程度大きくなり、下刈が終了すると、灌木等が成長してきまして、逆にシカが林に入れられないような状態になります。このような状態になりますと、除伐という不用木の除去を行いますので、その前に再度確認することになると思います。

委員：

ありがとうございました。

もう一点よろしいですか。

森林の体験活動についてですが、昨年度は初年度でもありますから6教育機関だけでしたが、法人会としましても自然教育活動を小中学校で行っていますが、学校のカリキュラムでは1時間の授業なので、なかなか行かれないという現状もあります。昨年度は小中学校3校で行いましたが、その辺の今後の対策などはないでしょうか。

法人会で受け持つ活動時間が1時間ということなのですが、学校がありますから中々カリキュラムがいつばいで入れてくれないようなことが多々あるんですよ。体験活動を行うとしますと、山に行くまでの移

動時間や作業時間をあわせると、少なくとも半日ぐらいはかかりますので、学校との調整や行程の打合せなど、今後うまくいくのかなと思います。どうでしょうか。

みどり自然課長：

昨年度は初年度でございましたので、年度途中では学校行事に組み込めないという意見がございました。そういう事で、今年度は2年目ですので、カリキュラムといいますか学校行事に組み込んでいただくよう、早めに周知しまして、取り組んでいただいております。

委員：

ありがとうございました。

委員長：

よろしいですか。今の骨子分かりますね。森林体験活動はこれからやっていこうという方に、学校、経営側のほうが中々受け入れられないというのが現状だろうと。これに対してどういう方策をこれから採っていくかというご意見ですね。難しいですね。

はいどうぞ。

委員：

先ほどの獣害防除のことですが、この写真は多分植えた当時と思いますけれど、今現在でどのぐらい防げているのでしょうか。

森林整備課課長補佐：

この写真の箇所については、植えたばかりですので分からない部分もありますが、基本的に100パーセントは無理だと思います。直接食べるのではなくて折られてしまうこともありまして、100パーセントこれで防除するということは難しいとは思いますが。ただ、かなりの確率で防除はできていると感じております。

また、実際には自然枯死する木も出てきますので、獣害なのか自然枯死なのかということも見て、判断していかなければならないとも思います。

委員：

実は私どもの町でも苗木の保護のためにウッドガードを掛けました。ところが、あっという間にシカにやられてしまったので、今度は柵を設置します。すぐ隣に県有林があって、そこには柵があるので、それに繋げて柵を設置しようとしたのですが、やる前には業者の話では「ウッドガードで大丈夫だ」ということだったので施工しましたがダメだった。ウッドガードでもダメなのに、写真のような網で大丈夫なんですか。そのところを考えながら実施していただかないと、税金が無駄になってしまいます。本当に、シカに入られると一度にやられてしまうので、検討してやらないといけないと思います。

森林整備課課長補佐：

今後、防除施設の選定にあたっては、当然現地を見るわけですが、周りの様子ですとか被害の状況も見た中で決めていきたいとは思っています。ありがとうございます。

委員：

今の話の続きですが、柵を作るとかネットをするのは根本的な解決になるのだろうかという気がします。

森林整備課課長補佐：

森林整備の面から言いますと、このような方法で守らざるを得ないということになるかと思えます。ただ、県の施策としてどうなのかという部分については、野生鳥獣の管理計画の中で適正な生息頭数にし

ていくという考え方の中で実際には進めている状況です。詳細はみどり自然課の方からお答えします。

みどり自然課長：

シカの食害についてですが、ニホンジカは全国的な傾向として大変増えておりまして、山梨県においては平成23年度末に約4万頭が生息している状況で、中々増加傾向に歯止めがかからない状況になっております。被害対策としては、先ほど出ました柵もありますが、個体数を減らすということが根本的な解決になると考えています。

ニホンジカにつきましては特定鳥獣保護管理計画というものを作りまして、毎年度捕獲目標を設定して捕獲をしている状況でございます。平成24年度からは、ニホンジカにつきましては捕獲目標を12,000頭ということで捕獲を実施しています。そのうち、8,000頭については管理捕獲による個体数調整、4,000頭が狩猟によるものとしています。8,000頭のうち2,500頭は県の直轄で、1000m以上の高標高域において猟友会に委託して捕獲しております。あとの5,000頭については各市町村が捕獲をするという形でございます。以上です。

委員長：

今のご指摘は、今回の委員会の中ではネットとか、あるいは制限柵までしか書いてないですけども、シカの個体数管理というご指摘なんですね、だからそういう事業もこれと関連させてやっていかないと、鳥獣分野と森林管理と別々にやったのでは良くないのではないかとということだと思います。

みどり自然課長：

被害状況調査も併せまして個体数調整を進めていこうと思います。

委員：

対処療法では絶対勝てないと思うんですよ。

被害が出てきたら、その被害の所だけ対策を取っていくというような、常に後手後手になって、結局は何もしなかったと同じことになってしまうということになるんです。

委員：

私どもはご存知のように富士山で対策をやってきたのですが、非常に苦しんでいる状況です。生分解性だと伺いましたが、何センチのネットであるかということが問題ではなくて、生分解性の場合、私どもが承知している限りでは5年ぐらいで分かいてしまいます。そうすると5年の間にシカ害対策が終わらないんです。我々としてはその上にもう一度、同じぐらいの費用でネットを掛けています。すると、今度はネットがいわゆるゴミになるわけです。それをどうしていくかが我々の課題になっているわけですが、ネットを掛けなければすべて、100パーセントがシカに食われてしまう。これは他の所、富士山だけではなく、私達が行っている甲州市の100ヘクタールもそうですが、ある部分だけを100本ぐらいネットを掛けないでいたら100パーセントやられてしまいました。柵を作っても壊されて、1度入られてしまうと確実にやられます。

また、生分解性ネットの部分が150センチでは足りないはずですよ。これは森林総研の先生方に聞いていただければ分かりますが、鹿が大型化していますので、150センチでは植えた苗木は食われます。食われると同時に引っ張りますので、苗木が下から折れます。

どちらのメーカーのものか分かりませんが、生分解性で5年以上保つという気持ちはあり得ないような気がします。それから光や風など気象条件によっては5年まで保たない。丹波山村や小菅村の風の強い所では5年保ちませんでした。結局最後には網をもう一度掛ける。私どもとしては経済的には2倍も負担を出すわけですが効果的にはなっていません。

税金を使って行うことですから、データをしっかりと採って蓄積して、どこでも使えるようなものにしていただくことが、税金を一番無駄にしないことだと思います。それからシカの対策を行っていく中で、前回は申し上げたかもしれませんが、例えば獣害対策も含めた森林技術者の育成をこの経費で行っていた

だきたい。獣害対策についての根本的な対策を採っていただきたいというのは委員長の仰るとおり、私どもとしては本当に強い願いでございますので、もちろん森林整備に充てていただくのも結構ですが、それよりも見える所に使っていただくということをぜひご検討をお願いしたいと思います。

森林整備課課長補佐：

今生分解性の話が出ましたので、その件についてお答えさせていただきたいと思います。確かににデータをきちんと蓄積する中でやっていくべきだということは、ご指摘のとおりだと思います。県の場合は県有林があり、県有林内でもいろいろな獣害対策を行っています。そういうもののデータを見る中で、今後一番いいものを採用し、税事業のほうでも使っていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

委員長：

私の経験から言ってもこのシカの問題、非常に深刻なので、全くこの報告は軽すぎるんじゃないか。二十余年間やっぱりこれだけの事業の計画をされているなら対策が必要だと思いますね。

森林環境部長：

それでは少し大きい話もなってきましたので、私のほうから幾つかお答えさせていただきます。

鳥獣被害の話は本当に毎回県議会のほうでも質問されて、また、県議会の有志の議員さんのほうから昨年の12月にはご心配して提言書をいただきました。これはめったに無いことですが、恐らく県民の方がものすごく心配されている案件だというふうに、私ども大変深刻な問題として捉えております。

先ほど、県庁全体でどうやっているかという話がありましたのでご説明します。大きく分けると個体数を減らすということと、それから例えば農業被害なんかは特に大きいので、農業被害を防ぐように防除する。あるいはそういう仕組み、体制を作る。それからさらに猟友会も高齢化しておりますので、捕る方をもう少し組織として活性化していかなければならない。それと今度は捕ったシカを使わないとうまく循環していかないんじゃないかということで、捕ったシカの再利用、つまり食べていくのか、皮を使っていくのかと、かなり広範囲な事業を今年度展開しております。

それから、これまでのシカによる被害対策として、シカを捕るということは猟友会にお願いしているわけですが、ものすごく大きい金額をこれまで出しているんです。全体的には恐らく1億円近く出しています。ただ、このことにつきましては、森林環境税以外の財源を使っておりますので、新たに森林環境税を今までの事業へ振り分けてしまうと、別の財源を使っている今までの事業が単に財源を森林環境税のほうにしているだけじゃないかというご批判も一方ではいただくことになります。この森林環境税は新たにそれを上乗せするような事業に対して活用することがメインになっているわけですので、今までの事業に森林環境税を使うことは少し難しいかなと思います。

ただ、今回のような仕組み、あるいはまだ私のほうで試行錯誤しているんですが、森林環境税を使えるのであれば、新しい事業として鳥獣対策について考えていかなければならない話だと思います。本日この場で、正直ここまで鳥獣被害の意見をいただくとは思っていなかった部分もありますが、県民あげて本当に心配されている部分でもありますので、私どもも森林環境税を使って森林の保全と鳥獣対策と併せてできるような事業があれば、来年度以降の事業で生かしていくように、意識を一層高めていくようにします。よろしくお願ひします。

委員長：

ぜひ森林整備と鳥獣管理の使い方ということを検討してやっていただきたいと思います。

委員：

資料2の④ですが、ようやく人の顔が見えてきたんで喜んでるところなんですけれども、ただ気になったのは幾つかのイベント、全部植樹祭とか育樹祭のイベントで行っているものと全く同じではないかというような気がしています。過去5年ぐらいさかのぼって色々な県の植樹祭、育樹祭のビデオでそれを全部チェックしたことがあります、その中で共通項としてどこの県も同じことをやっている。それがこの

例なんじゃないでしょうか。子供たちを連れて森に案内していくんですが、全て林業に特化された椎茸づくりであるとか、あるいは間伐であるとか、常に林業の方へ偏ってしまっている。順番的にはその前があるような気がするんですが、例えば森の仕組みであるとか成り立ちであるとか、役割、人と森の関わりとか、森そのものの方へ。実はその前の段階でもうやっているのか、あるいはまだやっていないのか。やっていないとしたらこれからやろうという意味はあるのか。この辺を聞かせていただきたい。

みどり自然課長：

森林体験活動支援費補助金についてのことだと思うんですが、これについては教育機関等がおこなう森林体験活動について助成しているものでありますけれども、行われている事業は非常に幅広いものがあると思います。ネイチャーゲームをやったり、自然観察をするためのプレートを作ったり、あるいは都留文科大学付属小学校では、ムササビとかリスの観察を行ったりということで、決して林業に特化した内容ではなくて、幅広い活動になっております。それぞれの教育機関によって色々な森林体験活動がありえますので、是非大勢の皆様にご参加いただければと、このように思っています。

委員：

だとしますと、一番大事なその幅の広さという点が、さっきからお話を伺っているとどうも幅が狭く感じてしまう。鹿の問題にしても、今、鹿の一番大きな問題としては交通事故だと思います。車が鹿を避けるために誤って松林に飛び込んで行く。うちの別荘地でももう3台か4台突っ込んでいますけれども、もし動物に人が殺されるとしたら、熊や猪よりも鹿による可能性が圧倒的に高いと思います。鹿という動物が目の前に出てきて、猫と同様に止まることをしないで、そのまま走っていきます。ですから車で走っている時、一番避けにくい動物だと思います。

また最近雌のほうの子供を連れて相当数の群れで道を横切ります。そうすると1頭遅れるとその1頭が、もう運転手のほうは4頭前を通っていったら大丈夫だと思って直進していると、最後の1頭が目の前に出てきて止まらないで車も避け切れない。今、見たら諦めて撥ねましようというふうに指導しているところですけども、あれだけの大きな命というものが突然目の前に出てきて、それをそのまま撥ねるということはまず普通の人ではできないと思います。僕ももう過去に2度、避けて森に突っ込んでいます。3台程の車をそれでつぶしています。ですから鹿の問題にしてもそうなんですけれども、あるいは今、森林体験活動もそうなんですけれども、もっと大元のところに戻って、幅広いところから全てカバーするというように入っていくか、いつも何か忘れていくというような形で進んでいくような気がするんですが、いかがでしょうか。

委員長：

今のご意見は、委員のおっしゃったように体験活動でやらなければいけないこと、林業体験だけではなくて、一人ひとりが自然を体験してもらうことも重要だというご意見だと思います。よろしいですか。

では私のほうから一つ。最初に県のほうから「報告書はこういう形式でよろしいか」というお話がありました。非常に数字が具体的で金額が載っていて、資料として非常によく分かるんですが、事業の結果の是非についての説明がありません。個々の林分については説明がありましたが、去年1年間の事業はうまくいったのか、悪かったのか、何が問題なのかという説明文を付けていただかないといけないと思います。

森林環境総務課長：

事業の実施した状況とかあるいはそれに対する、うまくいったのか、どうなのかという反省文みたいな形の記述が在ればいいということでしょうか。

わかりました。事業の実施の状況、うまくいったのかどうなのか、そういうような状況もできるだけ中へ入れた形で、解り易いような形で公表できるように工夫をしたいと思います。

委員長：

よろしくお願いします。この形式自体は大変良く分かります。ソツがなく作ってありますが、そのほう

が余程良く分かります。「一通りやったが、全体としてどうだった」というか、自己評価のようなものを入れていただいた方がよいかと思います。

森林環境部長：

ありがとうございました。一番私どもが実は忘れがちな、県民が見たときにわかるような資料提供を、今、森林環境総務課長が答えましたように、ホームページで公表していきますので、その時に今、委員長が言われたような趣旨を入れ込んで対応するようにいたします。ありがとうございました。

委員：

自己評価を入れるとしたら、AだとかBだとかそういうやり方なんでしょうか？

森林環境部長：

定量的にやるという考えですと、その評価が正しいのかとの議論になる。

評価というとAとかBとか1とか2とかということになりますが、それ自体が今度評価される仕組みがないと、県の自己勝手にやっていると言われますので、その書き方は定性的に書いていくのかなというように考えています。

委員長：

もう一点私の意見ですが、この資料は大部分が荒廃森林を再生させるとか、整備するとかいうことですが、目標林型が針葉樹や広葉樹、或いは針葉樹と広葉樹混交林を作るんだということが書いてあるわけです。全体にも書いてあるし、個々の箇所でも書いてありますが、実際に行われていることが混交林になるような作業なのかどうか、非常に心配しているんです。事業を実施したら下草が取り払われて綺麗になりました。でも、すっきりした山にしてたら針広混交林なんてならないじゃないですか。その辺に疑問を感じているんです。そういう森林整備に対する内容を、今後、現場の中で色々工夫していただきたいと思います。

森林整備課課長補佐：

委員長のご指摘のことは良くわかります。今すっきりしているというのは里山再生事業の分ではないかなと思います。荒廃林の再生の部分については間伐して針広混交林にもっていきましょう。里山についてはボサ山になっていますので、そこをある程度整理して見通しが利くような山に仕上げていきましょうというように、目的によって変えています。里山については広葉樹の天然林が主体で、荒廃林再生は人工林を主に計画が作られています。調書の「すっきり」という部分は、里山再生事業のこと書いたもので、荒廃森林再生事業で人工林の間伐で綺麗にして、針広混交林に持っていくということを書いたのではございません。あくまでも里山について藪化したところを整理するというような考えで事業を進めています。それだけをご承知置き願えればと思います。

委員長：

そろそろこの辺で議題をまとめたいたのですが。それでは第一の24年度の実績についてはこの辺で終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは次の、これからの計画について説明をお願いします。

(2) 平成25年度事業について

事務局：

(森林環境総務課長から資料3により、平成25年度事業について説明)

委員長：

今年の事業についての説明がございました。
これについてご質問、あるいはご意見をお願いいたします。

委員：

24年度の事業実施お疲れさまでした。私は専門家ではないので難しいことはよく分からないんですけども、納税者として意見を言わせていただきます。森林環境税がどのように今回使われたかというのは大変一県民として興味深いところで、ぜひその効果や実施内容について広く知りたいというのが多分皆さん共通だとは思いますが。ホームページで教えていただけたということ、それからイベントをいくつかやっていくということ、またこれ以前に例えば県の広報誌ですとか、特に今はネット社会ですので、そちらのほうでPRしていることがあれば教えていただきたいと思います。

委員長：

このことについて、私は県の先ほどの説明がちょっと分からなかったんですけども、県民に周知する予算は今年は付けないとおっしゃったんですか。どうでしたか。

森林環境総務課長：

資料の裏側に4つ目に森林及び環境の保全に係る県民税普及啓発事業というものがあるんですが、こちらにつきましては昨年度導入の時点で普及をしました。内容はポスター、それからチラシを印刷しまして24年度内に配布をしたということで対応いたしました。これにつきましては本年度は2年目でありますので、省略をさせていただくという形です。

委員長：

なるほど、わかりました。

今の委員のご意見は、そういうPRはもっと重要だから推進したほうがいいんじゃないかというご意見だと思いますので、事務局にお答えをお願いします。

森林環境総務課長：

県のホームページとか広報誌等では周知を図るような形で考えています。

委員：

具体的に決まっている年間のPRの予定などはあるんでしょうか。

森林環境総務課長：

具体的には、広報をふた月に一回とか3月に一回とか、そういう計画的なものは今のところございません。

森林整備課課長補佐：

パネル等の展示ですが、会場の前部に設置させていただいています。先ほど説明の中で秋以降の、この税事業の中のイベントでという話を課長がしましたが、税事業以外にいろいろなイベントがございますので、その中でも展示していきたいと思っています。直近で言いますと、「森と湖に親しむ集い」というのがございまして、これはダムごとに実施しており、今度の28日の日曜日、大月市の深城ダムで開催されます。それが直近のイベントになりますので、まずそこからPR用に展示をしていきたいと考えているところです。あとは、県民の日のイベントとか、昔で言う農林商工祭り、私どもでは林業祭りと言っていますが、小瀬スポーツ公園で大々的に開催されますので、そういう中に展示する、もしくは市町村の協力を頂きながら、市町村が独自にやっている夏祭りやイベントがありますので、そういうところでも展示できればと考えているところです。

林業振興課長：

関連しますけど、先ほどのPRのことでございますけれども、資料3の裏側になりますけれども、県民参加の森づくり推進事業というところで「木質バイオマス利用体験教室」というのを、地域（4圏域）のイベントの中で体験教室を開催する予定でございます。

10月には甲府の森林のフェスティバル、これは小瀬でやります。次に10月甲州市、勝沼ぶどうまつり、それから富士川町の甲州富士川まつり、それから富士吉田市の県民の日記念行事、これらのイベントの開催に合わせて木質バイオマスの利用体験教室としてペレットストーブ、薪ストーブを展示して木質バイオマスの利用促進をPRするとともに、税の大切さ、制度の普及、周知を図ってまいりたいと考えております。

委員：

ありがとうございました。私たちNPO法人では、たくさんの寄付をいただいたり、財団からお金をいただいた時に、特に個人からの寄付をいただいた時に、その寄付がどういったものに使われたのかということを中心に説明をするという説明責任を問われているので、今回の税金をどんなふうに使ったかということ、できれば県の広報誌、そういうところでたとえ1行でもいいので、きちんと使われましたということを数字を出して説明されると、非常にインパクトされやすいかなと思います。広く一般の市民、要はそういうイベントに参加される方だけではなくてお年寄りでお家にいらっしゃる方にもこの税がきちんと使われたという、きめの細かいPRが必要かなと。

あと、NPOなどに委託をするというふうに書いてあるので、ぜひその受託者に「このお金は環境税を使った」ということを広くPRするというのを、義務付けるまではいかないまでも、検討されてはいかがでしょうか？例えば、私たちが赤い羽根からお金をもらう時に全てのものに赤い羽根のシールを貼らなければいけないという約束があるんですけど、そういったことで皆さんの税金を使わせてもらってこの事業をおこないましたということを各団体にPRすることをぜひお勧めしていただけると、二重のPRになっていくのかなと思います。

森林環境総務課長：

ありがとうございました。ホームページにも周知するとともに、事業受託者によるPRの手法などを考えていきたいと思っております。

委員：

すみません、同じようなことですが、山梨県で山の日がありますね、8月8日。それを県民がほとんど知らないですね、8月8日が山の日と。だから、広報で24年度の実績を報告するときに、山の日PRも一緒にしていただければありがたいなと思っています。

森林環境総務課長：

山の日事業につきましては、私どもの「山の日」実行委員会という組織とタイアップして、確かにPR不足でおっしゃられるようにあまり知られていないというような部分もあろうかと思いますが、こちらの税事業とは棲み分け的なものもございまして、その辺はどのようなやり方が可能なのかということを検討させていただきたいと思っております。

委員長：

ぜひPR、説明、啓発、これについてご努力いただきたいと、こういうご意見だと思います。

委員：

森林というカテゴリーの中では、どうしても弱者の方が、例えば車椅子の方たちが置き去りにされる形が多くなります。例えば富士山でも5合目には、部が違いますが、自然解説員の4～5人のグループがいます。毎日100人以上の方々、一回10人ぐらいで様々なレクチャーを行っていますが、車椅子の

方は動くのに非常に苦勞されています。林業関係の方でも車椅子で動くのは中々難しいんです。ところがすぐ下の環境科学研究所には、一周回ると車椅子で1時間近く掛るコースがあり、そこを車椅子の方たちが案内されている時に質問したことがあります。五合目には車椅子が何台か用意してあって、あの石畳の上を車椅子で強引に移動している姿というのは滑稽なものがあり、そういった弱者の方たちに対して広く広報活動ができるチャンスなのに、まだそれが生かされていないというような気がします。

それともう1点。五合目の解説員のクオリティと比べると環境科学研究所の解説される方たちのクオリティの低さというのが圧倒的に目に付きます。幾つかの理由はあるでしょうが、まずギャランティの問題。五合目の方は公的にも出ていませんが、日当という形で払われています。それに対して環境科学研究所のほうは一日2千円ということになっていますが、これは全員です。つまり5人行けばそれを5で割りますから1人400円。10人行けば200円という形になります。当初は大月であるとか、甲府の方たちもいましたけれども、やはりそういった面でどんどん抜けていき、結果的には一番近いところの方たちだけがかろうじて残っている。これは五合目の方も全く同じなんです。今は自然回復とか、あるいは森林管理というような形でボランティアが非常に多くなっていますが、そういった形でいくと地域的には吉田、鳴沢、河口湖の人しかいなくなってしまう。本来甲府のほうの方たちがたくさんいましたが、いつの間にはどんどん少なくなってしまう。ですから富士山というものに特化して考えると、富士山が山梨県全体の対象ではなくて、いつのまにか吉田とか、北麓のエリアの対象になってしまっているというようなことがあります。世界遺産の方もボランティアでやっていますが、あちらも壊滅状態です。30人いたのが今10人弱になっている状態です。ですから、ある程度のギャランティということを考えるべき時期に来ており、全てが無償というようなことではダメかと思えます。以前に県の職員の方が公の場で、ある方たちに対して、「あなたたちはボランティアではないんだからいい加減な仕事をしないで下さい。ボランティアとは違うんだから責任を持って仕事をやって下さい」とおっしゃったことが去年ありましたが、本人にきちんと確認をしましたが、意図としてはしっかり仕事をしてほしいということ传达了ったということでしたが、やはりこのボランティアの限界というのを県の職員の方たちも感じられているのではないのでしょうか。やりたいことをやりたい時に、やりたいだけやる。あるいは短期間に集中してやるということに対して言うとボランティアを非常に多く使うと思いますが、それを定期的に、あるいは長い時間拘束をするということになると、ボランティアというものだけでは対応が難しいように思いますので、まずは環境科学研究所に対しての改善から始められてはいいかかと思えます。

委員長：

ありがとうございます。今のご意見、県のPR活動の中から派生しまして、弱者とか障害者への対応、広報の必要性。あるいはこれからの指導員とか解説員のボランティア、そういうものの対応とかシステムの向上、そういうことについても配慮していただきたいということだと思えます。

県有林課長：

ただ今のお話は非常に有意なものとして受け止めました。特に、森林に親しんでいただける施設ということでは、県有林の関連としまして、ご指摘の富士山ですとか環境科学研究所、甲府市の武田の杜などがあります。特に、武田の杜につきましてはすでに整備を始めておまして、来年完成します。武田の杜では、車椅子の方々が森林に親しむための道も整備しております。さらに、利用される方々に適切に説明ができるようにガイドなどの要素についても今ちょうど検討しているところですのでございまして、来年からはそういったものにも対応していこうと考えております。

それから同じ県の施設ですけれども、南アルプス市県民の森につきましても、これは南アルプス市が非常に熱心で、先月、北岳の展望が良い場所まで車椅子でも行けるように、きれいに道を整備しております。その南アルプス市におきましても今後3年ぐらい掛けてこういったガイドなどの養成についても真剣に考えると、こういった状況にありますので、今先生が言ったような事をきちんと踏まえまして、取り組んで参りたいと考えております。以上です。

森林環境総務課長：

今、木下委員からお話がありました環境科学研究所のクオリティですか、今ご指摘いただきましたが、環境科学研究所につきましては組織の見直しというようなことで、できるだけ富士山に特化した形の研究所を目指していくような検討をしておりますので、その中でクオリティの低さというのはどういった意味でのご意見か、また後で確認をさせていただきますが、その辺も配慮をしながら組織の見直しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長：

ありがとうございます。

それでは議題2の方は、この辺で終わりにしたいと思います。

(3) 基金の管理状況について

委員長：

続きまして議題3「基金の管理状況について」を行ないます。

説明をお願いいたします。

事務局：

(森林環境総務課長から資料4により、基金の管理状況について説明)

委員長：

ありがとうございます。

これについてご質問あるいはご意見があればお願いいたします。

特にないようですので、これに従って実行していただきたいと思っております。

(4) 事業効果の検証について

委員長：

それでは次に事業効果の検証について、最後の議題です。

お願いします。

事務局：

(森林整備課課長補佐から資料5により、事業効果の検証について説明)

委員長：

ありがとうございました。

これについてご意見あるいはご質問があればお願いします。

委員：

森林環境税というものは全ての県民にお願いするものですよね。そうすると、全ての県民の方たちが間伐に興味があるかどうかという点では、ほとんど興味のない方たちばかりになるのではないかなと思います。森に対するイメージというものと、それから県が考えている林業をどう再建して、どういうふうに訴えかけたらいいかという考え方が、少し離れているのではないかなという気がするんですが。そのモニタリング調査の結果をそのまま出された状態で、県民の方たちが、それはそうだよなと素直に思うかと疑問があります。

委員長：

そういう点については、そのデータが出てきたところで、それぞれ必要なレベルの人には必要な話をし、そしてさらにあまりなじみのない方、興味のない方にはそれをちゃんと解釈して説明するというプロセスが対になっているんじゃないかと思います。そういうご指摘だと思います。

森林整備課課長補佐：

委員長がおっしゃるとおり、いろいろな方がいらっしゃいますので、この難しいデータをそのまま出して、結果はこうですというふうに公表するつもりは最初からございません。きちんとしたデータをまず取って、それを分かりやすい形で県民の方にはお示ししていきたいと考えているところです。もっと詳細のデータが欲しいという方については、細かいデータを提供していくことも考えているところです。

委員長：

ありがとうございます。

それでは、この検証作業の方法についても皆さんご承認いただいたということによろしいですか。

委員：

これは結果論ですけど、森林環境税を取ることの目的というのは、そもそも公益的機能の維持であり、森林環境税は広く県民から取るということは公益的機能が前面に出るんですよね。しかし、そのことに触れていません。先ほどの説明と同じで、この結果公益的機能がどれぐらい回復しているかとか、発揮できるようになったかという一つの目的、これこそが大切な目的なのに、どこにも出てきていません。多分そういうことが前提で、結果的にこういうものが出てくるんだろうと思いますが、どうしても林業としての議論が先になってしまっている。この森林環境税に関しては公益的機能の向上が目的のはずなので、そこを忘れていてのではないと思いますが、残念なことにこの言葉が一つも出てきていない。だからその数値的な検証をして、公益的機能向上の目的のためにどれだけ近づいたのか。そういう検証が欲しいのです。林業に対する数値が何ヘクターのうち何ヘクター解消されたのではなくて、それをすることによってどれだけ公益的目的が達成できるのかという数値が必要なんじゃないかと思います。

委員長：

まあ、お答えは結構です。ご意見の趣旨は皆さん、もちろん県の方も委員の方も十分理解できると思います。この公益的とか多面的な面は、今私どもが求めているものですが、それに対して伝統的に林業という知識とか経験で掴んでできた数値で表現しているもので、それを中々公益的な数値に置き替えることができない。

また、技術的にも多面的な効果とか、そういうものを測定する能力も知識も、まだ十分ではないということで、意識としては「多面的で行くんですよ」、「林業だけじゃありませんよ」ということはあちこち言われていますが、そういうことを数値的に表現するには時間的にもまだまだかかるのではないかと思います。しかし、ぜひ公益的や多面的という、そちらの方を忘れずにお願いしたいという委員のご意見だと思います。

ちょうど時間が終わりになってきましたので、ほかの委員からぜひ最後に何かという意見があればお願いします。

委員：

森林環境税ですが、忘れられた存在＝もう取られていることさえみんな気にならないような状態には絶対にしたくないようにして下さい。納税者が理解できるような形、理解して税金を払っているという形を常に目指していただきたいと思います。お願いします。

委員長：

それでは、何か最後に一言ずつどうでしょうか。

委員：

法人会から、25年度の税務委員会の意見ですが、これは直接法人から全法連のほうに出た意見ですが、森林環境税につきまして多くの自治体でやられており、実施計画が出されていない自治体も数多く見受けられるので、山梨県は今年が2年目になりますが、今後、計画に遅れなくやっていただきたいという、法人会の税制委員会からの意見でした。以上です。

委員長：

ありがとうございました。

委員：

森林体験活動についてですが、小学校は先生たちも本当に大忙しなので、小学校としてのこの事業へのエントリーというのは非常に難しいと思いますが、幼稚園では、森の幼稚園にも山梨県幼稚園協会の方がすごく興味を持って組織ごとに係わっているのので、ぜひ幼稚園をお誘いしたらいかがでしょうか。幼稚園は親子で参加するので、親の教育にもなり、県民への税に対する啓発にもなるので、親子というターゲットも色々な場面で作っていただけると、特に子育て支援の親たちのイベントというのはいかに参加率が高いので、どこかにお誘いがないかなということを感じています。

あと、しつこいほどの広報の話ですが、ゆるキャラが必要かどうか分かりませんが、何かツイッターなりフェイスブックなり、ラインなりでつぶやいてくれて、「今日は子供たちが来てくれた」とか、「あその森はどうだ」とか、何かそんなふう子供とか若い人たちにも親しみの持てるようなアクションが必要ではないのかなと思います。今、カルチャーくんが国民文化祭で一生懸命いろいろな所でPRしています。こういったPR活動をするのは非常に難しいのですが、どこかNPO法人なりが手を挙げてくれるといいのかなと思っています。今日は大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

委員長：

ありがとうございました。

それでは、議事は終わりましたが、私としまして、今日は「24年度の事業が確実に実行された」ということを数字をもって具体的に説明していただき、運営委員会の私たちがよく理解したと思います。そして、この内容について非常に多くの意見が出されました。私のメモだけでも大体15～16件ありますが、これは、この事業について活発なご意見があったということです。

また、25年度の事業費については計画に添って実行していただきたい。そしてその時に、今日この場に出された意見を必ず随時取り入れてやっていただきたいということで、今日の締めくくりにしたいと思います。

どうも皆さんありがとうございました。

それでは司会のほうにマイクをお返しします。

司会：

委員長ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして本年度第一回の山梨県森林環境保全委員運営委員会を閉会いたします。

長時間にわたり誠にありがとうございました。